

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	1
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（ 〃 ）	1
○認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定（鳥獣対策課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○定置漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め（漁業管理課）	1
○道路の区域変更（道 路 課）	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2
高知海区漁業調整委員会指示	
○野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちようたろうの採捕に係る指示	4

告 示

高知県告示第429号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成28年8月4日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

田野町加入区

高知県告示第430号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成24年8月高知県告示第524号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成28年8月3日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

平成28年8月4日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

田野町加入区

高知県告示第431号

平成28年5月高知県告示第280号（鳥獣捕獲等事業の認定）で告示した認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
一般社団法人高知県猟友会
- 認定鳥獣捕獲等事業者の住所
高知市上町二丁目7番2号
- 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
高橋 徹
- 変更事項
法第18条の3第1項第3号に掲げる鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項（役員の変更及び捕獲従事者の追加）
- 認定年月日
平成28年7月22日

高知県告示第432号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 届出の概要
 - 届出者の名称
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
 - 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 中村店
四万十市具同字西大内町5390番地ほか
 - 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで

(5) 変更年月日

平成28年7月15日

- 届出年月日
平成28年7月14日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所
- 意見書に記載すべき事項
 - 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 意見の内容

高知県告示第433号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成28年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元地区並びに制限又は条件

◎定置漁業権（1件）

 - 公示番号 定第1,034号
 - 漁場の位置及び区域
ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町灘元渚沖
イ 漁場の区域
点の位置
基点甲 幡多郡黒潮町灘井の岬岡峰の巣落定置漁場
基点
基点乙 幡多郡黒潮町灘瀬戸の鼻鼻漁場基点第164号

- ア 甲から乙を見通した線から左に56度47分の線と乙から甲を見通した線から右に85度25分の線との交点
- イ 甲から乙を見通した線から左に34度41分の線と乙から甲を見通した線から右に119度18分の線との交点
- ウ 甲から乙を見通した線から左に16度0分の線と乙から甲を見通した線から右に119度23分の線との交点
- エ 甲から乙を見通した線から左に26度57分の線と乙から甲を見通した線から右に75度9分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期
ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで
定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡黒潮町のうち灘、伊田、有井川及び白浜

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。

第2 免許予定日

平成28年11月7日

第3 漁業権の免許申請期間

平成28年9月15日から同年10月3日まで

第4 漁業権の存続期間

免許の日から平成30年8月31日まで

(この告示による定置漁業権の漁場図は、高知県水産振興部漁業管理課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

高知県告示第434号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年8月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知本山
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市薊野字孝々谷		10.4	

590番5から 高知市薊野字孝々谷 590番9まで	前	51.9	102
高知市薊野字孝々谷 590番5から 高知市薊野字孝々谷 590番1まで	後	45.1 106.4	102

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年8月5日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	齊藤 仁信	安芸郡安田町東島 441番地1
〃	村田 秀作	〃 田野町 3241番地
〃	坂本 二雄	〃 〃 3193番地
〃	坂本 祐一	〃 〃 3185番地
〃	清岡 正之	〃 〃 2377番地1
〃	近森 明夫	〃 〃 3900番地3
〃	西山 市郎	〃 安田町東島 835番地
〃	中島 瑞夫	〃 〃 622番地1
監事	西山 精二	〃 〃 614番地
〃	加藤 英夫	〃 田野町 3796番地
〃	坂本 輝男	〃 〃 3146番地
(就任)		
理事	齊藤 仁信	安芸郡安田町東島 441番地1
〃	村田 秀作	〃 田野町 3241番地
〃	坂本 二雄	〃 〃 3193番地
〃	坂本 祐一	〃 〃 3185番地
〃	清岡 正之	〃 〃 2377番地1
〃	近森 明夫	〃 〃 3900番地3
〃	西山 市郎	〃 安田町東島 835番地
〃	中島 瑞夫	〃 〃 622番地1
監事	加藤 英夫	〃 田野町 3796番地
〃	坂本 輝男	〃 〃 3146番地
〃	西山 精二	〃 安田町東島 614番地

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第20号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条(規則第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査(以下「審査」と総称する。)を次のとおり実施する。

平成28年8月5日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

- ア 大型自動車免許及び中型自動車免許(以下「大型自動車免許等」という。)
- イ 普通自動車免許
- ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許(以下「特定第一種免許」という。)
- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許(以下「大型自動車第二種免許等」という。)

(2) 審査の期日

平成28年9月5日(月)から同月16日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書(以下「審査申請書」という。)を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう

とする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
 カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
 3 審査の実施に関する事項
 (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ85パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。

	の評価方法に関する知識	績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をい	

	う。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,450円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,700円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,950円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,400円、大型自動車第二種免許等12,750円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第76号

野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成28年7月28日に次のとおり指示した。

平成28年8月5日

高知海区漁業調整委員会会長 志磨村 公夫

（定義）

- 1 この指示において、「ちゃんばら」とはすいしょうがい科まがきがいを、「ちょうたろう」とはいたやがい科ひおうぎをいう。
（採捕の制限）
- 2 野見湾及び須崎湾の周辺海域において、3に定める制限区域内では、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する者であって高知海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、この限りでない。
（1） 試験研究の用に供しようとする者
（2） 委員会が特に認めた者
（制限区域）
- 3 ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る制限区域は、次に掲げるとおりとする。
（1） 点の位置
点ア 須崎市久通観音崎共同漁業権境界基点
点イ 須崎市神木の鼻共同漁業権境界基点
点ウ 須崎市戸島高渚
点エ 須崎市久通沖の渚漁場基点
点オ 須崎市山崎鼻共同漁業権境界基点
点カ 須崎市角谷崎高渚共同漁業権境界基点
点キ 須崎市角谷岬突端
点ク 須崎市・高岡郡中土佐町青木崎共同漁業権境界基点
点ケ 点オから点カを見通した線から左に104度23分の線と点カから点オを見通した線から右に44度19分の線との交点
点コ 点オから点カを見通した線から左に85度56分の線と点カから点オを見通した線から右に49度2分の線との交点
点サ 点オから点カを見通した線から左に27度15分の線と点カから点オを見通した線から右に87度37分の線との交点
点シ 点オから点カを見通した線から左に4度40分の線と点

- カから点オを見通した線から右に132度36分の線との交点
- (2) 区域
ア 区域1（第一種共同漁業権 共第1,045号の漁場区域）
点アから点エを見通した線から右に72度2分の線及び点イウを結ぶ直線の延長線により区切られた海域中点アイ間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに神島、中ノ島及び戸島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域
イ 区域2（第一種共同漁業権 共第1,046号の漁場区域）
点オカを結ぶ直線の延長線、点イウを結ぶ直線の延長線及び点クから磁針方位125度0分の線により区切られた海域から点ケコ、点コサ、点サン及び点シキを結ぶ4直線以北の須崎湾を除く海域中点イケ間及び点キク間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに安和小島の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域
（殻長の制限）
 - 4 委員会の採捕の承認を受けた者であっても、殻長4センチメートル未満のちゃんばら又は殻長8センチメートル未満のちょうたろうを採捕してはならない。ただし、2の(1)に該当する者を除く。
（承認証の携帯）
 - 5 委員会の採捕の承認を受けた者は、ちゃんばら又はちょうたろうを採捕しようとするときは、委員会が発行する当該承認に係る承認証を自ら携帯しなければならない。
（報告書の提出）
 - 6 委員会の採捕の承認を受けた者は、当該承認に係る承認期間の終了後速やかに、ちゃんばら又はちょうたろうの採捕に係る報告書を委員会に提出しなければならない。
（承認の取消し）
 - 7 委員会は、この指示又は高知県漁業調整規則に違反してちゃんばら又はちょうたろうを採捕したときその他漁業調整上必要があると認めるときは、委員会の採捕の承認を取り消すことができる。
（事務取扱要領）
 - 8 この指示に定めるもののほか、委員会の採捕の承認に関する事務取扱については、野見湾及び須崎湾の周辺海域におけるちゃんばら又はちょうたろうの採捕の承認に関する事務取扱要領によるものとする。
（指示の有効期間）
 - 9 この指示の有効期間は、平成28年9月1日から平成29年8月31日までとする。